

第2回 戸田市バリアフリー基本構想策定協議会

日時：令和3年6月1日（火）10時～11時30分
場所：戸田市役所大会議室A・B（ZOOM会議形式で開催）

次 第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 委員紹介
- 4 報告事項
 - (1) バリアフリー基本構想について
 - (2) 検討の進め方について
- 5 議 題
 - 重点整備地区等について
- 6 配付資料
 - 委員名簿
 - 協議会要綱
 - 資料1：バリアフリー基本構想について
 - 資料2：検討の進め方について
 - 資料3：重点整備地区等について
 - 参考資料1：戸田市移動等円滑化促進方針 概要版
 - 参考資料2：バリアフリーに関する最近の話題

バリアフリー基本構想について

(1) 策定の目的

本市では、平成 30 年 11 月の改正バリアフリー法の一部施行（平成 31 年 4 月全部施行）により、市町村における促進方針・基本構想の策定が努力義務となったことを踏まえ、市のバリアフリーの推進の考え方を示すことを目的として、令和 3 年 3 月に「戸田市移動等円滑化促進方針（以下「促進方針」という。）」を策定しました。これにより、面的・一体的なバリアフリー化の方針を市・市民・事業者が共有し、誰もが安心して生活できるよう持続可能な共生社会の実現を目指していきます。

今年度引き続き検討するバリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）は、促進方針を実現するための具体的な事業を示す計画となります。

新設・新築を行う一定の施設等には、移動等円滑化基準への適合義務が課せられており、バリアフリー化が図られます。一方、基準への適合義務が課されない既存の施設等は、基本構想に特定事業として定めることで、特定事業を実施する者に、特定事業計画の作成とこれに基づく事業の実施義務が課せられ、バリアフリー化を図ることができます。

また、施設の境界等でバリアフリー整備が不連続にならないよう、協議会等により施設設置管理者相互の連携・調整を行い、面的・一体的なバリアフリー化を図ることができます。

このように、基本構想は既存の施設のうち、相当数の高齢者、障がい者等が利用する旅客施設、官公庁施設等多様な施設（「生活関連施設」）のバリアフリー化と、これらを結ぶ経路の面的・一体的なバリアフリー化を図ることを目的とするものです。

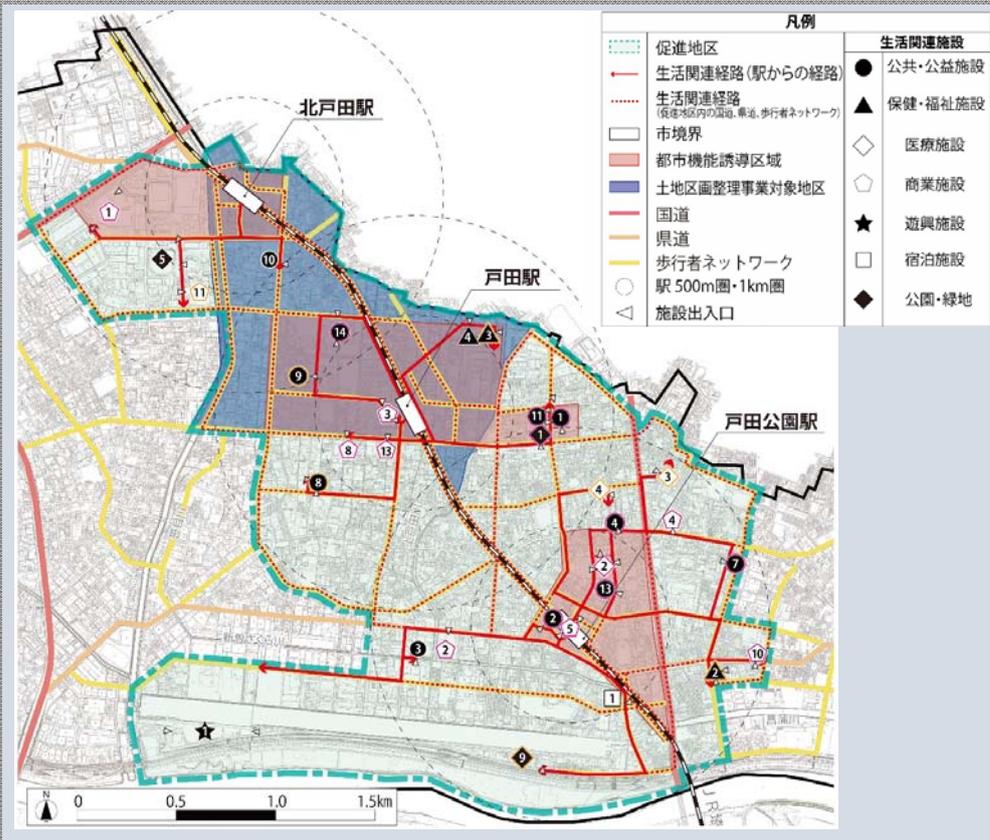
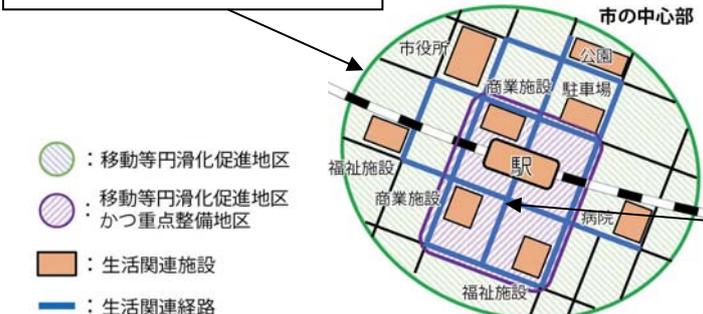
(2) 基本構想に明示する事項

バリアフリー法で示されている促進方針に定める内容と基本構想に定める内容は多くが共通しています。促進方針に定めた内容を基本とし、新たに設定する重点整備地区において、より具体的な事業を定めることが今年度の検討のポイントとなります。

表 促進方針・基本構想で定める事項

促進方針に定める事項（法 24 条）	基本構想に定める事項（法 25 条）
移動等円滑化促進地区の位置及び区域	重点整備地区 の位置及び区域
生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項	生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項	移動等円滑化のために実施すべき 特定事業その他の事業 に関する事項
その他移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項	その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針について定めるよう努める	重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針について定めるよう努める
市町村が行う移動等円滑化促進地区に所在する旅客施設の構造及び配置その他の移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができる	市町村が行う重点整備地区に所在する旅客施設の構造及び配置その他の移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができる
移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのあるものの届出について定める	—

基本構想では、バリアフリー法（第25条等）を踏まえ、以下の事項を明示します。

基本構想に定める事項	
<p>1 バリアフリー化に関する目標や全体方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想を策定する背景・目的 期間 位置づけ <p>などについて示します。</p>
<p>2 重点整備地区の位置及び区域</p>	<p>促進方針に定めた移動等円滑化促進地区（下図の緑線で囲った地区）の範囲内で、境界設定の考え方を検討し、重点整備地区の位置、地区の範囲を定めます。</p>  <p>【地区の要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区 生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区 バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切な地区
<p>3 地区内における生活関連施設※¹及び生活関連経路※²</p>	<p>高齢者、障がい者等の移動や施設利用の状況、土地利用や諸機能の集積の状況、将来の方向性などを総合的に判断し、実態に即して生活関連施設・生活関連経路を選定します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div data-bbox="438 1736 821 1792" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 駅等からの徒歩圏域を勘案</p> </div> <div data-bbox="1157 1713 1444 1870" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 高齢者、障がい者等の利用状況等を踏まえて生活関連施設を選定</p> </div> </div>  <div data-bbox="1157 1892 1444 2072" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>③ 生活関連施設同士や旅客施設からの移動状況を踏まえて、生活関連経路を設定</p> </div> <p style="text-align: right;">出典：国土交通省 総合政策局</p>

4 市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項

バリアフリーマップ等を作成する場合、市の求めに応じて施設設置管理者が提供する情報について、提供すべき事項等を記載します。



出典：国土交通省 総合政策局、大阪府高槻市HP

5 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項

生活関連施設・生活関連経路に位置づけた施設のうち、「特定事業」または「その他の事業」を実施する施設について、事業の種類別に概ねの事業内容（対象施設、整備箇所、事業者、整備内容、事業実施時期等）について記載します。



出典：国土交通省 総合政策局

6 心のバリアフリーやマナーの向上等のバリアフリー化のために必要な事項

バリアフリー化をする上で、市の発意や主体性に基づき自由な発想で設定したソフト対策として実施する取組みや方策等を記載します。

【取組み・方策の例】

- 心のバリアフリーの推進（バリアフリー化の重要性の周知、障がいの理解などの取組み）
- 情報提供（バリアフリー化の状況を周知するための方策など）
- マナーの向上（放置自転車対策、安全な歩行空間確保のための対策など）
- 基本構想策定後の評価・見直しに向けた方策



出典：国土交通省 総合政策局 心の生活改善課

※1 生活関連施設：高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設など

※2 生活関連経路：生活関連施設同士をつなぐ経路

(3) 基本構想の位置づけ

基本構想は、促進方針で示した考え方に基づき、方針を実現するための具体的な事業を示す計画として、バリアフリー法や国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき策定します。

策定にあたり、市の上位計画である戸田市総合振興計画との整合性を図るとともに、バリアフリーのまちづくりに関わるハード系・ソフト系の各種計画や都市基盤整備事業等と連携し、バリアフリー化を進めていくものとします。

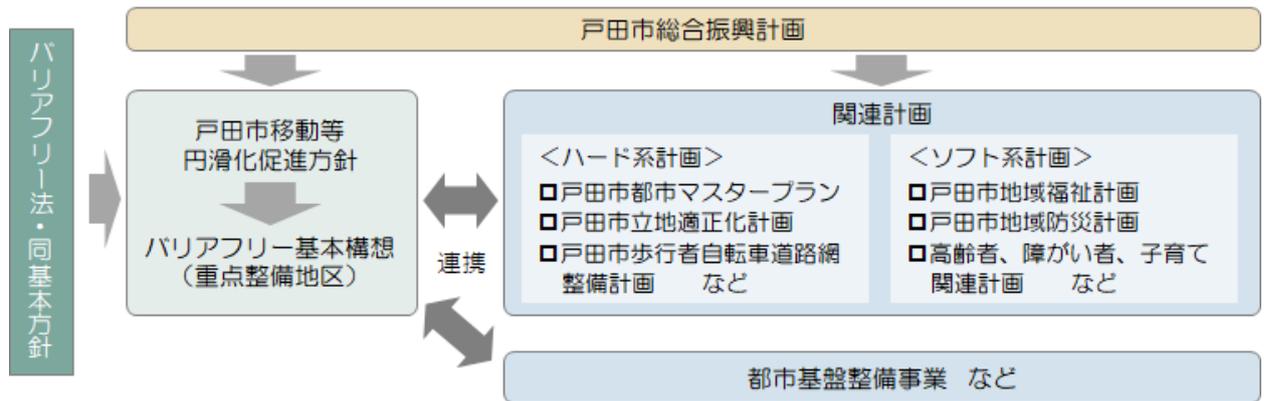


図 基本構想の位置づけ

検討の進め方について

令和 2 年度に策定した「促進方針」の更なる内容の拡充を図るため、令和 3 年度では「戸田市バリアフリー基本構想」の策定を行います。策定にあたっては、戸田市バリアフリー基本構想策定協議会を中心に、下記の体制・スケジュールで検討を進めていきます。

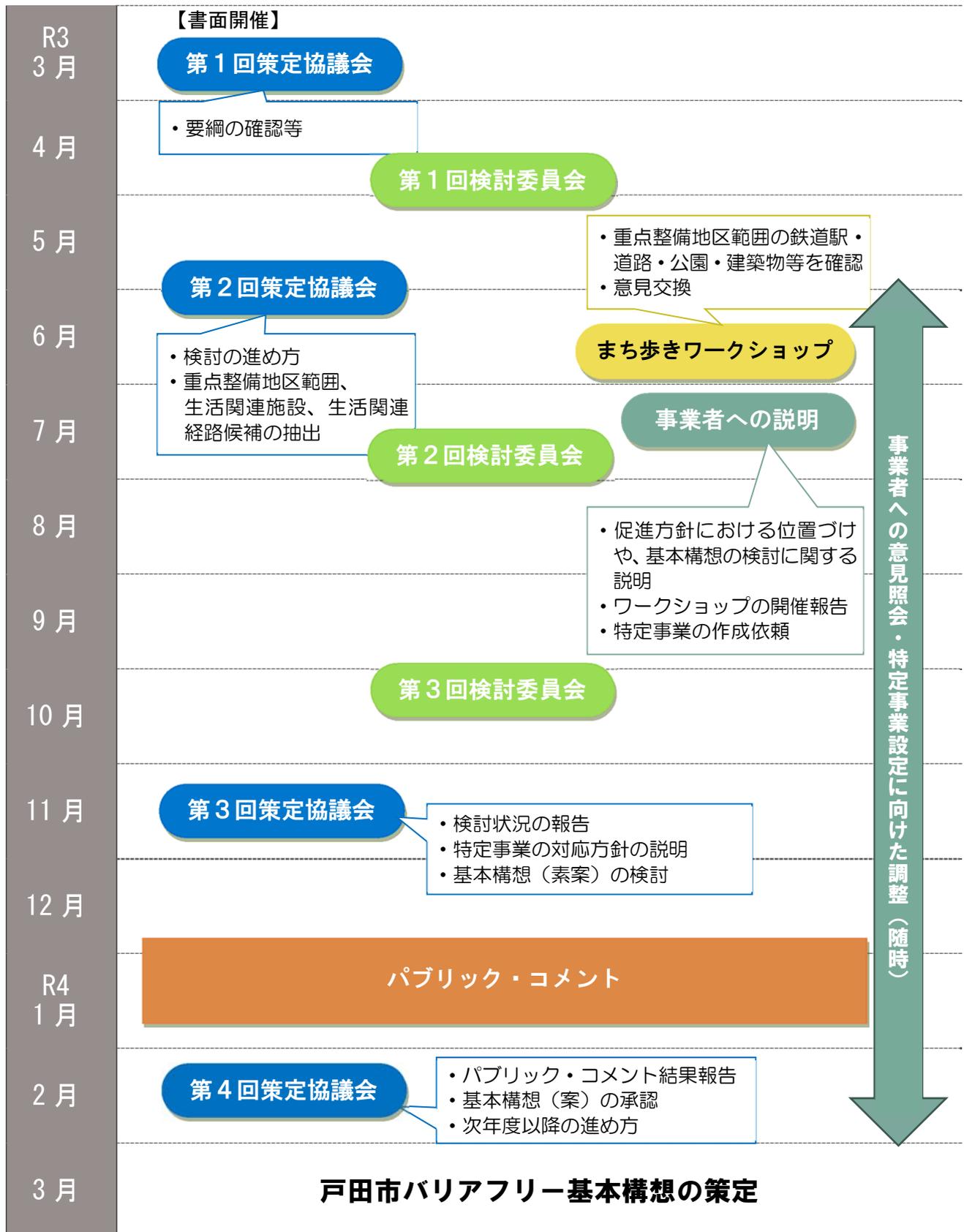
(1) 策定体制と役割・構成

策定協議会を中心として、まち歩きワークショップ及び事業者説明等を実施し、策定に向けた検討を進めていきます。庁内検討委員会は、策定協議会の下部組織として基本構想の検討を行っていきます。

組織・活動	活動目的	参加者の構成
策定協議会 (令和 2 年度 1 回、 令和 3 年度 3 回予定)	基本構想に関する協議・調整や合意形成を行う母体。法に基づいて設置する。	学識経験者・障がい者団体・高齢者団体・子育て支援団体・施設設置管理者・関係行政機関等
まち歩き ワークショップ (1 回を予定)	多様な主体の参画による現地確認・意見交換を行い、バリアフリーに関する課題を把握する。	市に在住の高齢者・障がい者・子育て支援団体等 視察施設の管理者（現地協力）
事業者への説明・ 意見照会	生活関連施設・経路の管理者にバリアフリー課題を伝え、特定事業の設定を依頼する。 協議会検討内容について、施設設置管理者等に事前調整・報告し、随時意見を把握する。	施設設置管理者・行政関係者（庁内）
パブリック・ コメント	基本構想（案）を広く周知し、意見を把握する。	市民等全般
検討委員会 (令和 3 年度 3～4回予定)	庁内の意見等を集約し、基本構想素案を検討する。	都市交通課、道路管理課、土地区画整理事務所、資産経営課、協働推進課、みどり公園課、福祉総務課、障害福祉課、健康長寿課、こども家庭支援室、教育政策室

図 策定体制と役割・構成

(2)策定スケジュール



(3)まち歩きワークショップの実施イメージ

基本構想の検討に際し、施設や経路等のバリアフリーについてより具体的なイメージを持っていただけるよう、昨年度に引き続き、市民参加型のまち歩き・意見交換を実施します。

施設や経路の状況、課題等について参加者同士で意見を出し合うことにより、今後、基本構想を策定し、推進すべき内容について意識を共有することを目的とします。



図 まちあるきワークショップの実施イメージ

①開催概要

新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮し、今年度も少人数での実施とします。

緊急事態宣言等の状況を踏まえ、詳細については参加者の皆様へ改めてお知らせします。

日程	令和3年6月～7月頃実施予定（平日午後4時間程度） ※雨天決行、ただし荒天の場合は延期（もしくは中止）。
集合場所	北戸田駅・戸田駅・戸田公園駅の改札前に班別に集合
意見交換場所	北戸田駅班・戸田駅班：戸田市役所 戸田公園駅班：上戸田地域交流センターあいパル ※各班の意見交換内容をリモートで発表し、共有します。
内容	資料説明、現地視察、意見交換
メンバー	3班(1班7名程度): <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者等 1～2名＋介助者・手話通訳士等 ・高齢者 or 子育て世代等の市民 0～1名 ・事務局 2名程度（市＋受託者） ・施設設置管理者等 0～1名 ・学識経験者 0～1名

②想定プログラム

項目	時間	内容
1.開会・説明	(10分)	○開会挨拶・本日の目的及び進め方の説明
2.現地確認	(10分)	○参加者自己紹介 ○班ごとのテーマ、現地視察ルートの確認 ○現地視察の出発準備
	(120分)	○現地視察 ※移送時間も含む
(休憩)	(20分)	
3.意見交換	(60分)	○視察内容に関する意見交換 ○バリアフリー全般の課題に関する意見交換
4.閉会	(20分)	○意見交換内容の共有 ○総括・閉会挨拶

③視察場所（候補）

重点整備地区となる予定の3駅周辺（詳細は資料3）について、昨年度確認していない箇所を中心に現地視察対象を設定します。同じ施設を対象とする場合は、昨年度と違うメンバーが確認に行くように班構成に留意します。



表 視察対象施設・経路（候補）

※今後、調整により変更となる場合があります

	【A班】北戸田駅周辺	【B班】戸田駅周辺	【C班】戸田公園駅周辺
鉄道駅	JR北戸田駅（改札内）		
道路	県道・国道	市道・県道	市道・国道
公共・福祉施設	文化会館（※戸田駅周辺）	福祉保健センター	
商業施設	イオンモール北戸田（北側）	ヤオコー戸田駅前店	ビーンズ戸田公園
宿泊施設			東横INN埼玉戸田公園駅西口
意見交換場所	戸田市役所（車移動）	戸田市役所	あいパル （上戸田地域交流センター）

重点整備地区等について

(1) 重点整備地区の設定

重点整備地区の要件は、バリアフリー法第2条第24号において、次の①～③のように定められています。

- ①生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区
- ②生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区
- ③バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切な地区

こうした要件を踏まえ、促進方針に定めた移動等円滑化促進地区（以下「促進地区」という。）の範囲から重点整備地区を設定します。

なお、重点整備地区は複数設定することが可能です。

(2) 地区設定の方向性

(1)の要件を踏まえ、また、市のまちづくりの方向性との整合性を図る観点から、下記の考え方で重点整備地区を設定します。

- ①促進地区の中に重点整備地区を定める。（重ね指定）
- ②立地適正化計画に定める都市機能誘導区域^{*}は重点整備地区とする。
- ③都市機能誘導区域外であっても、各駅から半径500m程度^{*}以内に生活関連施設が立地する場合は、当該施設を含む範囲で重点整備地区を定める。

^{*}都市機能誘導区域：医療施設、福祉施設、商業施設などの都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域

^{*}半径500m程度：高齢者の一般的な徒歩圏といわれる（国土交通省資料等より）

(3) 生活関連施設及び生活関連経路の設定の方向性

重点整備地区内において、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などを生活関連施設に定めます。また、生活関連施設同士をつなぐ経路を生活関連経路に定めます（促進地区における設定要件と同じ）。

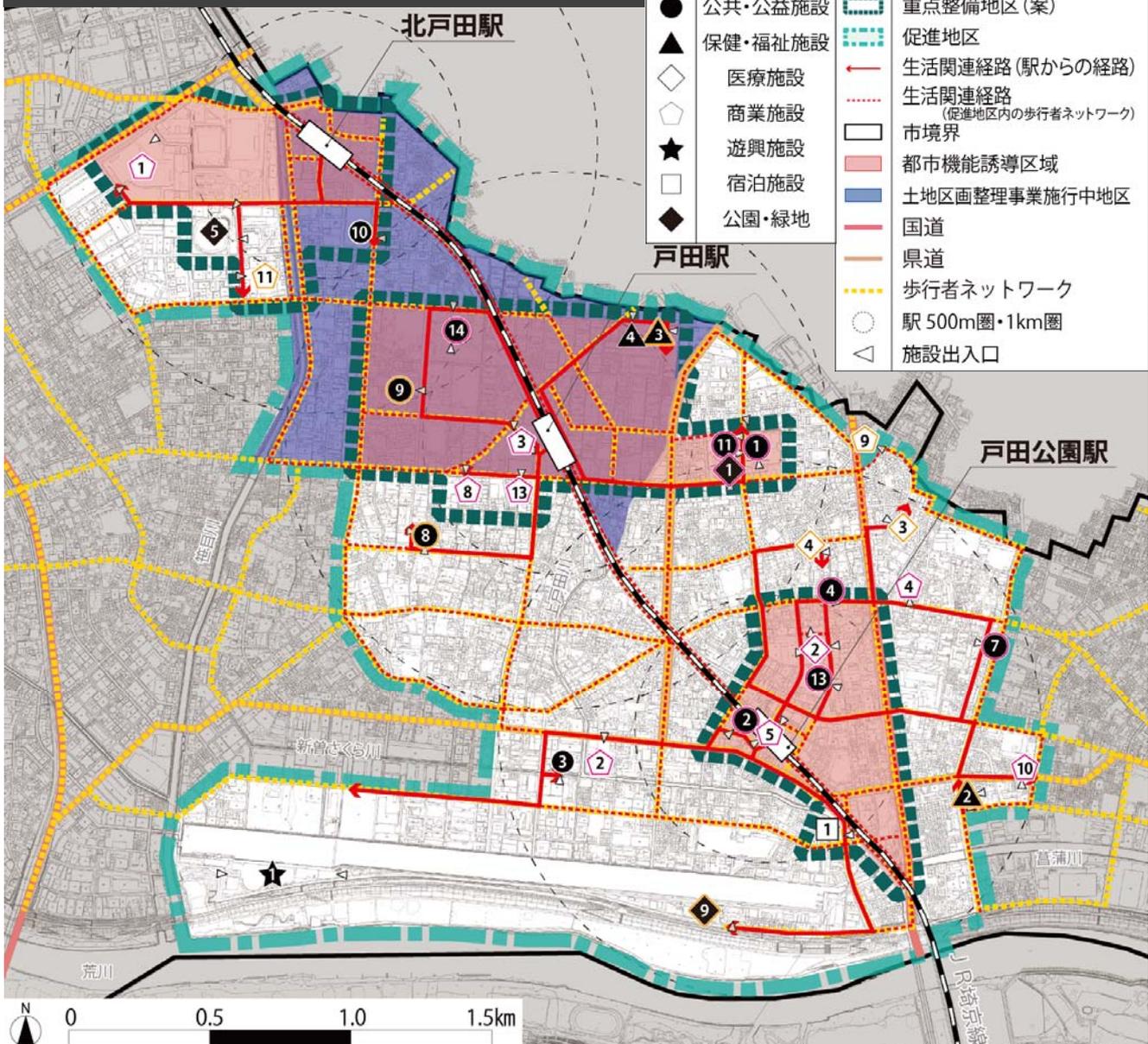
既に促進地区において生活関連施設及び生活関連経路を設定しており、重点整備地区の範囲において、この位置づけを踏襲します。

なお、生活関連施設に設定された施設が必ず特定事業を設定しなければならないわけではありません。また、生活関連経路についても、特定事業の可否により設定するものではありません。ただし、重点整備地区内の生活関連経路は、原則として全て特定道路^{*}として指定されるものとされています。

^{*}特定道路：生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、障がい者などの移動が通常徒歩で行われる道路。特定道路を新設・改築する際には道路移動等円滑化基準に適合することが義務づけられる。

重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路の案を次に示します。

重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路（案）



北戸田駅周辺：

①	イオンモール北戸田	⑩	生涯学習施設（芦原小学校内）
⑪	オーケー北戸田店	⑤	北部公園

戸田駅周辺：

①	戸田市役所	④	健康福祉の杜（中央地域包括支援センター）
⑨	戸田市立中央図書館・郷土博物館	③	T-FRONT
⑪	文化会館	⑧	ホームセンターコーナン ドイト戸田店
⑭	スポーツセンター	⑬	ヤオコー戸田駅前店
③	福祉保健センター（社会福祉協議会・障害者生活支援センターわかば）	①	後谷公園

戸田公園駅周辺：

②	戸田公園駅行政センター（出張所・駅前配本所・駅前子育て広場・観光情報館トピック）	②	戸田中央総合病院
⑬	児童センターこどもの国	⑤	ビーンズ戸田公園
		①	東横 INN 埼玉戸田公園駅西口

重点整備地区外の施設（促進地区における生活関連施設）：

 戸田市役所新曽南庁舎 （新曽南多世代交流館さくらパル）	 戸田中央産院
 上戸田地域交流センターあいパル （図書館上戸田分室）	 スーパーバリュー戸田店
 東部福祉センター（下戸田公民館・ 図書館下戸田分室・東部連絡所）	 ベルクス戸田店
 新曽福祉センター （新曽公民館・勤労福祉センター）	 ヨークマート下前店
 心身障害者福祉センター （図書館下戸田南分室）	 戸田競艇場
 中島病院	 戸田公園（荒川親水公園・荒川運動公園・ 戸田桜づつみ）

第7章 バリアフリーに関する情報提供の促進 【本編P.52～】

市のホームページでは、公共施設や医療施設、店舗などの主要なバリアフリー設備の情報を「いいとだマップ（電子地図）」にて掲載しています。さらなる情報のバリアフリー促進のために以下の取組を推進します。

- | | |
|--|---|
| <p>(1) いいとだマップの活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆生活関連施設・公園・道路等に関する記載の充実 ◆アクセシビリティに配慮したページへの継続的な改善 ◆いいとだマップの認知度向上のための周知活動 | <p>(2) バリアフリーに関する情報収集の仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆民間施設からのバリアフリー情報の受け入れ・発信体制の充実 ◆民間施設への情報提供の働きかけ |
|--|---|

第8章 届出制度 【本編P.54～】

本市においては、下記の場合を届出の対象としました。なお、届出対象となることが想定される事業の計画が明らかになった段階で、促進方針に記載した配慮事項等を踏まえた整備がされるよう、関係者との調整や、必要に応じて市民意見の反映の機会の設定に努めるものとします。

旅客施設	・ 出入口（改札）の新設や変更を行う場合
道路・駅前交通広場	・ 駅出入口（改札）へ向かうための上下移動施設や、鉄道高架下の公共用通路と接する部分の新設や改築、修繕を行う場合 ※鉄道駅及び鉄道高架下の公共用通路に接する道路と駅前交通広場は、道路法による道路（市管理）であり、届出の対象となる

第9章 市全域におけるバリアフリー化の促進 【本編P.56～】

促進地区において面的・一体的なバリアフリー化を促進していくと同時に、市全域においても、関連する本市の各事業と連携し、ハード・ソフト両面からバリアフリー化を進める必要があります。心のバリアフリーや情報のバリアフリーの他、バリアフリー化の促進のために必要な市全域での取組を示します。

- | | |
|---|--|
| <p>(1) 施設整備に伴うバリアフリー化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆公共施設や道路等の改修に伴う配慮事項を踏まえた事業の実施 ◆大規模改修に合わせた当事者参加による整備水準の改善・向上 | <p>(2) 学校及び避難所におけるバリアフリー化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆小・中学校へのバリアフリー設備の設置推進 ◆避難所のバリアフリー環境整備の推進 ◆通学路整備計画に基づく整備推進による学校周辺の安全で歩きやすい歩行環境の構築 ◆歩行者ネットワークのバリアフリー化推進による安全な避難経路の確保 |
|---|--|

第10章 促進方針の実現に向けて 【本編P.61～】

次の取組を推進し、促進方針の実現を促進していきます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民及び関係事業者への促進方針の周知・啓発 (2) 基本構想の策定による重点整備地区の設定 (3) 事業実施段階での市民意見の反映及び相互理解の促進 (4) 促進方針の段階的かつ継続的な見直し |
|---|

戸田市移動等円滑化促進方針（バリアフリー促進方針） 【概要版】

発行年月 令和3年（2021年）4月
 編集・発行 戸田市役所 都市整備部 まちづくり推進課
 〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田 1-18-1
 電話 048-441-1800（代表） / FAX 048-433-2200

戸田市移動等円滑化促進方針（バリアフリー促進方針）【概要版】

第1章 はじめに 【本編P.1～】

(1) 戸田市移動等円滑化促進方針策定の目的

平成30年（2018年）11月の改正バリアフリー法^{*}の施行により、市町村における促進方針・基本構想の策定が努力義務となったことを踏まえ、本市では、将来的な人口減少・少子高齢化に向けた対策の一つとして、市の特色を踏まえたバリアフリー推進の考え方を示すことを目的として、『戸田市移動等円滑化促進方針（以下、「促進方針」という。）』を定めることとしました。

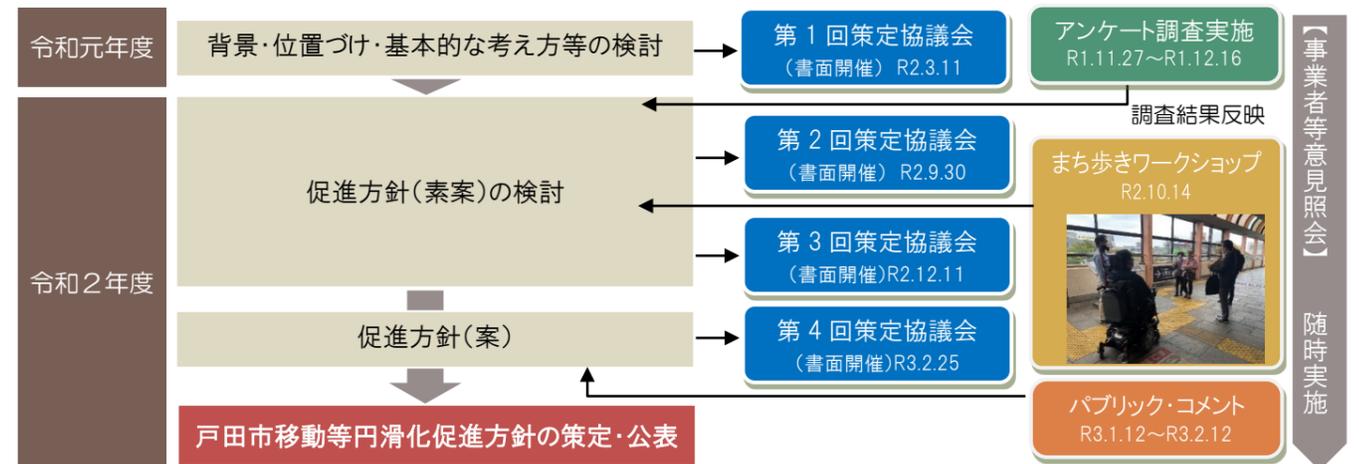
^{*}改正バリアフリー法（『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律』を改正したもの）
 一体的・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー施策の推進を目的とした法律。基本理念を示すととも取組の段階的かつ継続的な改良・向上を図り、さらなるバリアフリー化を推進するため、段階的な改正が行われている。

(2) 計画期間

令和3年度～令和12年度（2021年度～2030年度）とします。

(3) 検討の進め方

アンケート調査及び当事者参加での戸田市移動等円滑化促進方針策定協議会やまち歩きワークショップ、事業者等意見照会、パブリック・コメントを実施し、市民の意見を収集する機会を設けて検討を進めました。



第2章 市の概況 【本編P.14～】

(1) 統計データ等

市の人口は、令和2年（2020年）10月1日現在で140,756人、高齢化率は16.6%となっています。障害者手帳所持者数については、令和元年（2019年）度現在、身体障がい者は2,817人で近年の増減は横ばいですが、知的障がい者769人、精神障がい者863人となり年々増加傾向にあります。

(2) 地域の特性（バリアフリーの取組状況）

市内のJR埼京線北戸田駅・戸田駅・戸田公園駅においては、主要なバリアフリー項目をおおむね達成しています。その他主要な施設では、基本的なバリアフリー設備（車いす使用者用駐車場、エレベーター、車いす使用者用トイレ、乳幼児用設備、視覚障害者誘導用ブロック（以下「誘導用ブロック」という。）など）の整備が進んでいます。一方で、音声案内設備や手話対応などのソフト対応を実施している施設は少ない状況です。道路については「戸田市歩行者自転車道路網整備計画」の考え方に基づくバリアフリー整備を進めていますが、バリアフリー化が不十分な道路もあります。

第3章 バリアフリー化の基本目標と基本方針 【本編P.32～】

(1) 基本目標

バリアフリー法に定める「共生社会の実現」を目指すため、高齢者や障がい者をはじめ、その支援者、子育て世代、外国人や性的マイノリティの人など全ての市民が社会生活をしていく上での様々なバリア（社会的障壁）の除去（＝バリアフリー）を進めていきます。これを実現するための基本目標を以下のとおり設定しました。

だれもが 認めあい、話しあい、支えあい、安全・安心に暮らせるまち

(2) 基本方針

基本目標に沿って、促進方針の基本方針を以下に設定します。

- | | | |
|-------------------------|----------------------------|--------------------------|
| 1. だれもが移動しやすい環境づくり | 2. 多様な当事者参加による共生社会の実現 | 3. 支えあいの意識啓発と心のバリアフリーの推進 |
| 4. 安心して外出できるわかりやすい情報の発信 | 5. ハード・ソフト一体的な取組による整備効果の向上 | 6. 段階的かつ継続的なバリアフリー化の推進 |

第4章 移動等円滑化促進地区等の設定 【本編P.35～】

(1) 移動等円滑化促進地区の設定

促進方針では、「北戸田駅・戸田駅・戸田公園駅」を一体的にとらえ、各鉄道駅から半径1km圏内にある主要な施設を包括する地区を移動等円滑化促進地区（以下「促進地区」という。）に設定します。

なお、戸田公園の一部は1km圏を超えていますが、公園区域を含む地区範囲とします。（右図参照）

(2) 生活関連施設の設定

促進地区内において、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの中から、アンケート調査結果の施設利用状況等を踏まえ、生活関連施設を設定します。

(3) 生活関連経路の設定

生活関連経路は、生活関連施設同士をつなぐ経路及び以下の条件に沿って設定します。

- ① 歩行者ネットワーク※を基本とし、駅から生活関連施設間を結ぶ経路を設定。
- ② 歩行者ネットワークに面していない施設については、歩行者ネットワークから分岐させた経路を設定。
- ③ 促進地区内の歩行者ネットワークは、原則、生活関連経路として設定。

※歩行者ネットワーク

第2次戸田市歩行者自転車道路網整備計画（令和3年（2021年）4月）に定める歩行者ネットワークのこと。

第5章 移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の促進 【本編P.38～】

(1) 促進地区におけるバリアフリー化のポイント

生活関連施設及び生活関連経路のバリアフリー化を進めるにあたり、市の現状や市民の意見等を基に、特に重視する点（整備ポイント）を示しています。

- ① 促進地区全体
- ② 北戸田駅・戸田駅周辺
- ③ 市役所・戸田公園駅周辺

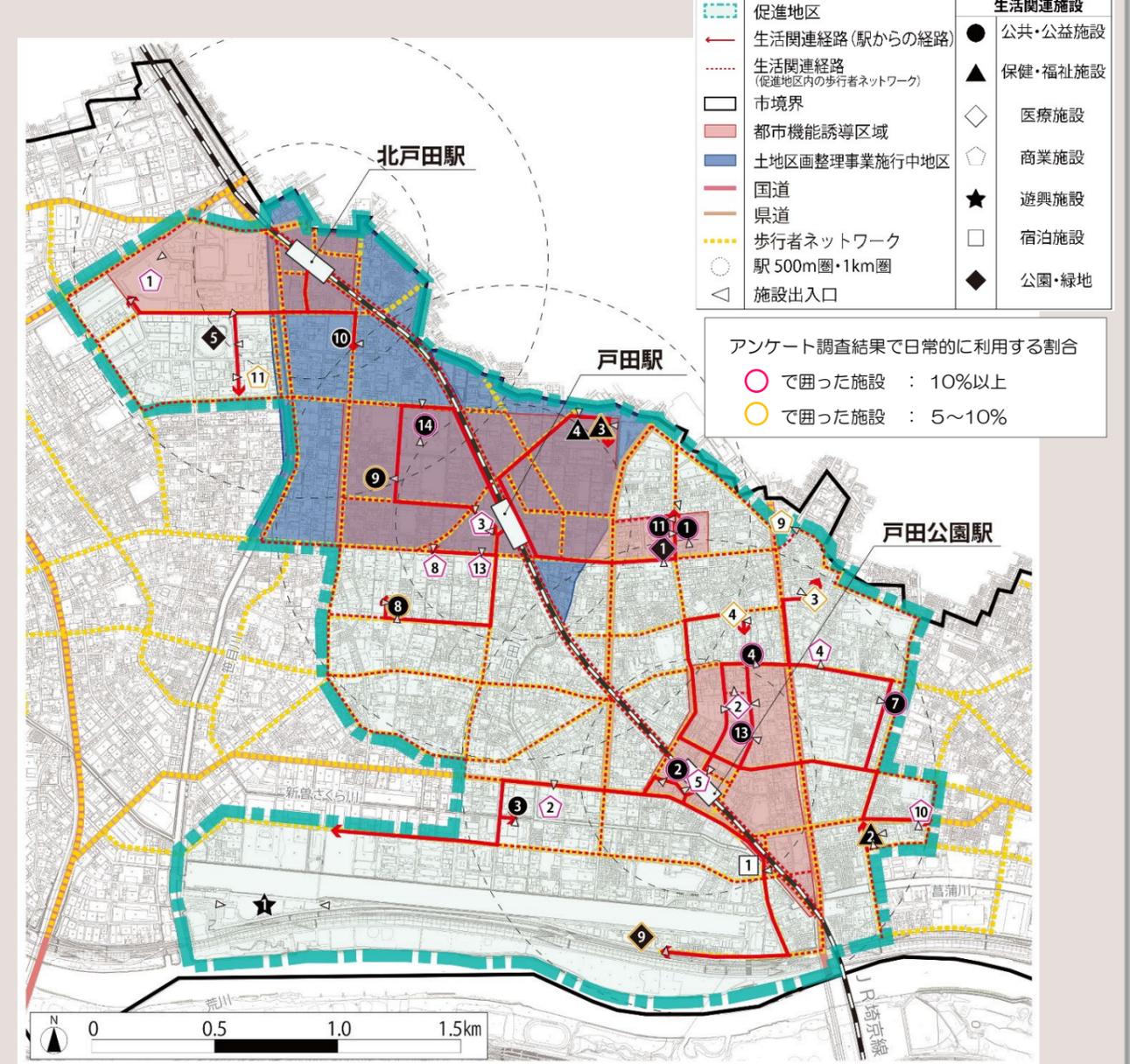
(2) バリアフリー化の促進に向けた配慮事項

生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー整備にあたって、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準への適合や関連するガイドライン、条例等に留意した整備を推進します。

また、アンケート調査やまち歩きワークショップでの市民意見等を踏まえ、今後、バリアフリー化を促進していく対象として、公共交通、道路、交通安全、建築物（駐車場含む）、公園等の5つの項目について、「バリアフリー化の促進に向けた共通の配慮事項」を整理しています。



《移動等円滑化促進地区・生活関連施設・生活関連経路》



※施設番号に関する名称については本編P.37を参照ください

図 第4章 移動等円滑化促進地区等の設定

第6章 心のバリアフリーの促進 【本編P.50～】

心のバリアフリーとは、「様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと」です。「基本方針3：支えあいの意識啓発と心のバリアフリーの推進」を実現するため、心のバリアフリーに関する以下の取組を促進します。

(1) 障がい理解の周知・啓発

- ◆ 配慮が必要な人に関する正しい知識の啓発及び理解を促進
- ◆ 講演会や研修、ヘルプマークの普及、啓発等を通じ、聴覚障がいや知的・精神・発達障がい、内部障がいなどの「見えにくい障がい」への理解を促進



ヘルプマーク

(2) 体験・学習による教育啓発の機会の創出

- ◆ 市民や市職員、事業者と障がい当事者や高齢者との交流の場を設け、ふれあうことによる気づきの発見、バリアフリーの意識づくりを推進
- ◆ 市職員等関係者に対し、障害者差別解消法に沿った研修等を実施

公共交通機関のバリアフリー整備ガイドラインの改訂概要（R3.3）

見直しの背景・考え方

具体的な内容

役務の提供の方法について

- 令和2年5月のバリアフリー法改正に基づき、交通バリアフリー基準において、同基準に基づいて整備されたバリアフリー設備を用いた役務の提供を義務付け。（令和3年4月施行）
（例：乗降用スロープの設置、照明設備による照度の確保等）

基準を踏まえ、公共交通機関における役務の提供に関する基本的な考え方を追加し、ガイドラインを新たに策定。

追加例

- 照明設備が設けられた場合には、当該照明設備を使用して、適切な照度を確保する。
- 継続して音声により情報提供できるように、音声案内装置を維持管理する。等

優先席について

- 令和2年5月のバリアフリー法改正に基づき、交通バリアフリー基準において、優先席の定義及び優先席の表示を義務付け。（令和3年4月施行）
- 旅客施設においては、優先席に関する内容の記載なし。
- 鉄軌道車両及び乗合バス車両において、主に「標準的な整備内容」として記載。

- 旅客施設の休憩設備において、優先席に関する内容を追記。（内容は、鉄軌道車両及び乗合バス車両の内容に準拠）
- 鉄軌道車両及び乗合バス車両においては、優先席の表示を「移動等円滑化基準に基づく整備内容」として追記。



高齢者障害者等用トイレについて

- ガイドラインに、バリアフリー設備の機能分散を記載。
- 令和2年度に、多機能トイレの利用集中を解消するため、「共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究検討会」を設置し、年度末にとりまとめを公表。

とりまとめ内容をトイレ設置の「考え方」に反映。

反映例

- 機能分散の具体的考え方として、車椅子使用者用便房に集中される機能のうち、「乳幼児連れ用設備」「オストメイト用設備」の機能分散等を追記
- 「多機能トイレ」について、ガイドライン上の表記を「高齢者障害者等用便房（バリアフリースイートイレ）」に統一等

鉄道駅におけるプラットフォームと車両の間の段差・隙間の縮小について

- 令和元年10月に、鉄道駅におけるプラットフォームと車両の間の段差・隙間の縮小に関する内容を改訂。
- その後、国土交通省では、単独乗降しやすい駅をわかりやすく示した東京都心部バリアフリー鉄道MAPを公開、また、事業者では、単独乗降しやすいドア位置を視覚的に分かるよう表示。

- 東京都心部バリアフリー鉄道MAPを追加。
- 単独乗降しやすいドア位置の表示事例の写真を追加。



国土交通省資料を基に作成

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正概要 (R3.3)

- 「建築設計標準」は、全ての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して示すバリアフリー設計のガイドラインです。
- 国土交通省では、建築物のバリアフリー化の一層の推進のため、令和2年1月から検討会及び小規模店舗WGを設置し、「建築設計標準」の改正すべき内容について検討を行い、令和3年3月に策定・公表しています。

主な改正事項

小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

- 出入口は段差を設けない、かつ有効幅員は80cm以上、通路は90cm以上とする
- 飲食店は車椅子のまま食事ができるよう、原則として可動式の椅子席を設ける
- 備品による移動の支援や接遇、適切な情報提供、従業員教育等のソフト面の工夫



可動式の椅子席の例



●車椅子可搬型スロープ



●貸出し用の車椅子



●筆談器を活用した会計・対話



●点字・墨字併記のメニュー



●杖を立てかけるホルダー



利用の支援やコミュニケーションのための備品の活用等 (ソフト面の対応)

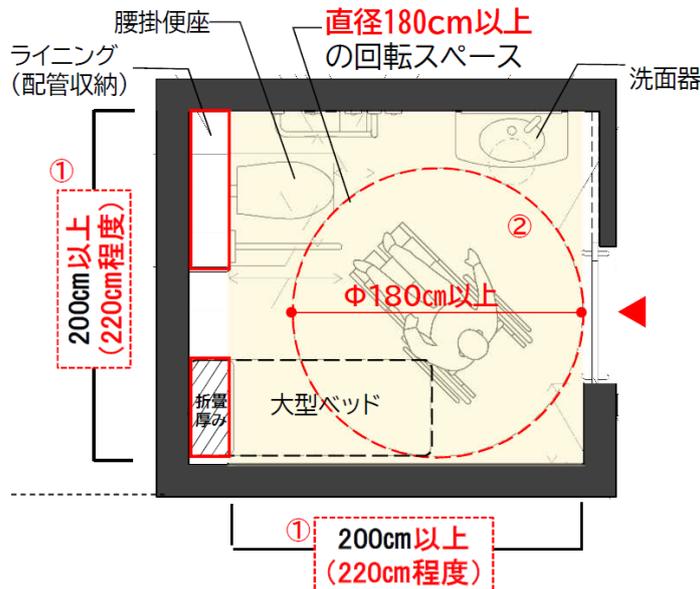
重度の障害、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

車椅子使用者用便房の大きさについての見直し

- 全ての建築物：配管収納部分等を除いた有効内法寸法2m以上角を確保する旨を明示
- 2000㎡以上の不特定多数の者が利用、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物：大型の電動車椅子使用者(座位変換型)等が回転できるよう、便房内の内接円の大きさは、『直径150cm以上』⇒『直径180cm以上』を設けることに改正

多機能便房の機能分散化や個別機能を備えた便房の適正利用の推進、案内表示の追加

- 高齢者、障害者等が利用する各種便房を総称して『高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)』と位置づけ、モデル例の見直しや設計例の追加を行い、設計の考え方を充実



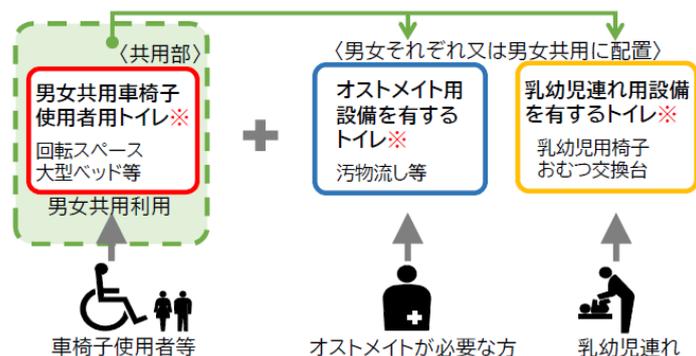
大型車椅子で回転可能な便房のサイズ

車椅子使用者用駐車施設等の必要な高さの見直し(運用面の柔軟な対応を含む)

- 車椅子用リフト付き福祉車両の車両高さ(2.3m以上)に対応した必要な有効高さを確保

建築物のバリアフリーに関する優良事例の追加

- 国立競技場、小規模店舗、病院、歴史的建造物等の優良な設計事例を追加
- 設計段階から障害当事者等の意見を取り入れた設計プロセスの事例を掲載



分散配置を考慮した個別機能を備えた便房

国土交通省資料を基に作成

道路の移動等円滑化整備ガイドライン等の作成に向けた主な検討事項

- 「道路の移動等円滑化整備ガイドライン（H23.8増補改訂版）」は、道路管理者が、道路施設等を新たに整備する際や管理する際、バリアフリー法や同法に基づく道路移動等円滑化基準に加えて、高齢者、障害者等をはじめとした全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインによる道路空間のあり方を具体的に示した目安（ハード・ソフトの双方を対象）です。
- 国土交通省では、道路空間のユニバーサルデザインの推進のため、令和2年9月から「道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会」を設置し、ガイドラインの内容等について検討を行っています。

主な検討事項

道路構造に関すること

- 歩車道境界(2cm段差)の構造等(特殊構造を採用する場合は現地評価)
- 視覚障害者誘導用ブロック等での誘導の連続性・色の考え方
- UDタクシーの乗降に配慮した歩道構造
- 生活道路等における交通安全対策と連携したバリアフリー手法（右写真）



横断歩道部の車道を盛り上げ、歩行者は渡りやすく、車両へは注意喚起（スムーズ横断歩道）

道路付属物に関すること

- トイレ・ベンチ・待合所等における多様な利用者への配慮すべき内容
- 可動式のベンチやテーブルの設置、樹木等による日陰の創出、階段の手すりの形状の検討
- 高齢者、障害者（夜盲・羞明の方の双方）等に配慮した照明の検討
- 歩道における自転車の通行の分離や駐輪場の設置ルール
- 知的障害者、視覚障害者等にも配慮した案内サイン（音声案内、災害時の情報提供など）
- エスカレータ上での歩行すり抜け防止対策
- 旅客特定車両停留施設の通路や乗降場の勾配および役務の基準作成

その他運用に関すること等

- 歩行者利便増進道路などの有効幅員の確保方法、発達障害者等に配慮した路面、災害時の移動の確保
- 計画・設計・施工など各段階での障害者等の意見聴取・参画の方法
- 心のバリアフリーの推進方法(障害の社会モデル理解、ルール・マナー、配慮事項、周知方法等)
- 基準以外で考慮すべき事項の整理（クールダウン・カームダウンスペース、視覚障害者に配慮したロッカー、音声やICTの有効活用等）

道路のユニバーサルデザインの取り組み事例

○高齢者等の歩行をサポートする工夫



ベンチの設置
(植栽帯と一体的に整備されたベンチ)



坂道への手すりの設置

○バスの乗降をサポートする工夫



カッセルカーブ縁石



バス乗降場所の
縁石の前出し



路面標示により乗車場所を
わかりやすく案内

○歩車道境界の段差の工夫



車椅子、ベビーカーが通りやすい
ように段差を一部解消した縁石

○ソフト対策



放置自転車対策
(駐輪場の一定時間無料化)